

平成 5 年 6 月 26 日

青森県知事

北村正哉 殿

日本霊長類学会  
会長 伊谷純一郎

### 下北半島のタイワンザルに関する要望

1971年にタイワンザルが、野辺地町の「むつ湾観光牧場」に飼育展示のため移入され、1975年には、当牧場が閉鎖されました。その後、タイワンザルは放し飼い状態となり、周辺地域に出没し農作物に被害を与えるばかりでなく、流出個体とニホンザルとが交雑する危険性が危惧されてきました。1987年には、日本霊長類学会・霊長類保護委員会は、貴県に対してこの事態に適切に対処するように要望を出しました。しかしながら、89年、90年、91年には、幾匹ものタイワンザルが横浜町、むつ市、東通村にも出没し捕獲されました。

その後飼用地は移されましたが、本年の4月には、またも、むつ市でタイワンザルが目撃されました。また、総務庁行政監察局の報告書（平成5年1月）「絶滅の恐れのある野生動植物の保護対策の現状と課題」においても、タイワンザルは「いまだに放し飼いになっていることから、再び逃げ出す恐れがある」と指摘されています。

流出したタイワンザルについては、北上する場合は注目を集めてきましたが、南部にも西部にも向かう可能性はあります。また、群れの分裂といった社会変動の結果、小集団がまとまって移出する可能性も否定できません。しかし、飼養地のタイワンザルについては、私有物という制限から、個体数、性別構成の経年変化や生息状況の現況などについての調査は不十分であり、情報公開もなされておられません。一方、ニホンザルのソリタリーが目撃例も徐々にタイワンザル飼養地に接近してきています。このように、20年近くもの長期間にわたって、タイワンザルが下北半島で放し飼い状態になっていることは、異常事態であると言わざるをえません。

最近の学問の進展によって、個体からは多様な情報が収集可能となっています。特に、タイワンザル一個体ごとの血液蛋白やDNA解析に基づいた遺伝学的個体変異を明確に把握しておくことは、ニホンザルとタイワンザルとの交雑の有無を確定するために不可欠です。場合によっては、交雑個体を特定することさえできます。同時に、青森県のニホンザルの生息状況や個体情報収集も不可欠です。京都大学霊長類研究所は、これらの調査研究に学術的協力をを行うことを表明しています。

ところで、岩手県や秋田県におけるニホンザルの分布は、ごくわずかに限られています。青森県においては、白神山地、津軽半島北部、下北半島北部の3地域に野生ニホンザルは分布しています。青森県には、白神山地に代表されるようなブナ林、あるいはヒバ林という、東北北部固有の植生が残存し、希少な生物ばかりでなく、ニホンザルも含めた豊かな動物相が息づいています。下北半島のニホンザルは天然記念物として指定され、白神山地は世界遺産条約の自然遺産登録候補地ともなっています。青森県に存する東北北部固有の生物的特性を、青森県や国が保全、維持する重要性は一層増してきています。

地域固有の生物的特性への深刻な脅威として、人為的な生息環境の破壊・改変と外来動植物種の在来生態系に対する侵入・攪乱・交雑などが指摘できます。日本霊長類学会は、青森県に存するすぐれて固

有な生物的特性へのタイワンザルによる脅威を取り除くため、青森県は適切な措置をとる責務があると考えます。

以上の理由から、日本霊長類学会は貴県に対して、以下の要望を行います。

#### 要望

1. 青森県に存する貴重な生物的特性への脅威を与える外来動植物種の飼育管理について、強制力をもたう行政指導を行いうる条例などの整備を行うこと
2. 現在の飼養者の管理能力に問題があることは、長期間にわたってタイワンザルが流出し続けてきたことから明らかであり、行政の責任において、タイワンザルを適切な飼育施設に移転する可能性を検討すること。
3. 差し当たり飼養者に対して、タイワンザルが飼養地から流出しないよう管理施設を整備し、飼育管理記録を公開するよう強力に指導すること
4. 飼養地におけるタイワンザルの生息管理状況と個体情報の収集を行うこと
5. 青森県に生息するニホンザルの現況を把握し、とくに、下北半島に生息するニホンザルについて交雑の有無を確かめる調査と個体情報の収集を行うこと

なお、日本霊長類学会は、貴県固有の生物的特性に対するタイワンザルの脅威を取り除くため、貴県が行う調査、研究に協力を惜しまないことをあわせて表明いたします。

以上